

様式2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	マンション建替事業における個人施行者に対する処分の取消し等	
根拠条例・規則等名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	
条 項	第99条第1項	
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・処分基準は、法第99条第1項の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
	備 考	